

## 【基本的な考え方（趣旨）】

本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下「法」という。）第10条の規定並びに法第9条の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び法第11条の規定による「特定感染症予防指針」に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

道は、新たな感染症への予防について、これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）、新型インフルエンザ、H7N9型鳥インフルエンザ等への対応に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19をいう。以下同じ。）への対応を踏まえて、令和4年12月、法が改正され、基本指針や都道府県が策定する予防計画（法第10条の規定による感染症の予防のための施策の実施に関する計画をいう。以下同じ。）の記載事項の充実とともに、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）においても新たに予防計画を策定することとされた。

道では、このような感染症予防をめぐる状況の変化を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、新たな感染症危機への備えなど本道における感染症対策を総合的に推進するため、予防計画を策定する。

計画期間は令和6年度から6年間とするが、社会情勢の変化や基本指針及び特定感染症予防指針の変更など必要があると認めるときは、計画期間によらずこれを改定するものとする。

なお、基本指針では、本計画における第5、第6、第8、第9、第11、第13、第14、第16については、少なくとも3年ごとに再検討を加えるとしている。

※ 都道府県が策定する予防計画は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき策定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき策定する都道府県行動計画と整合性が取れるよう定めることとされているところである。

このため、今後改正される国の行動計画や、基本指針の見直しなどを踏まえ、必要に応じた再検討を行うものとする。

※ 本計画の推進管理に当たっては、毎年度、その進捗度合等について評価することとしているところであるが、保健所や医療機関等の現場の実働においては、社会情勢の変化や制度改正等に加え、地域の医療・感染状況など、その実情等にも十分配慮しつつ、地域ごとの保健・医療機能等にも鑑みながら、円滑かつ適確な感染症対策を推進できるよう、柔軟な対応に努めるものとする。